

# 滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

## (趣 旨)

第 1 条 この細則は、滋賀県医学生修学資金貸与要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、滋賀県医学生修学資金（以下「資金」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

## (貸与の申請)

第 2 条 資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滋賀県医学生修学資金貸与申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第 2 号）
- (2) 在学する大学の学長または学部長の推薦書（別記様式第 3 号）
- (3) 履歴書（別記様式第 4 号）
- (4) 口座振込依頼書（別記様式第 5 号）
- (5) 申請者の住民票記載事項証明書
- (6) 次条第 1 項に規定する連帯保証人の住民票記載事項証明書
- (7) 次条第 1 項に規定する連帯保証人の印鑑登録証明書
- (8) その他知事が必要と認めるもの

## (連帯保証人)

第 3 条 申請者は、1 人の連帯保証人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 連帯保証人は、資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 資金の貸与を受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

## (貸与の決定)

第 4 条 知事は、第 2 条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、資金を貸与することが適当であると認めるときは、貸与を決定するものとする。

2 知事は、資金の貸与を決定したときは、その旨を滋賀県医学生修学資金貸与決定通知書（別記様式第 6 号）により申請者に通知する。

## (借用証書の提出)

第 5 条 前条第 1 項の規定により資金の貸与の決定を受けた者は、毎年度、借用証書（別記様式第

7号)を知事に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第6条 知事は、前条の規定により借用証書を提出した者に対し、同項の借用証書に係る資金を知事の指定する日に交付するものとする。

(異動の届出)

第7条 資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1)氏名または住所を変更したとき。
- (2)修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (3)大学を退学したとき。
- (4)大学から停学の処分を受けたとき。
- (5)大学を休学、留学、復学または留年したとき。
- (6)大学を卒業したとき。
- (7)医師免許を取得したとき。
- (8)臨床研修を開始したとき。
- (9)臨床研修を中断または中止したとき。
- (10)臨床研修を修了し、または専門研修を開始したとき。
- (11)専門研修を中断または中止したとき。
- (12)専門研修を修了したとき。
- (13)診療業務等に従事する場所が変わったとき。
- (14)心身の故障のため、診療業務等に従事し続ける見込みがなくなったとき。
- (15)診療業務等に従事しなくなったとき。
- (16)要綱第9条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (17)連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき。
- (18)新たに連帯保証人を立てたとき。
- (19)その他重要な事項に変更があったとき、または、届け出るべき重要な事項が生じたとき。

2 資金の貸与を受けた者は、前年度の勤務実績等について、毎年度、知事が指定する日までに知事に報告しなければならない。

3 連帯保証人は、資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(貸与契約の解除)

第8条 知事は、要綱第5条の規定により資金の貸与の契約を解除したときは、滋賀県医学生修学資金貸与契約解除通知書(別記様式第8号)により資金の貸与を受けた者および連帯保証人に通知する。

2 知事は、資金の貸与を受けた者が資金の貸与を受けた後に3度留年した場合(いずれも学業の

成績が不良であることを理由とするものに限る。)は、要綱第5条第4号に掲げる場合に該当するものとして、資金の貸与の契約を解除するものとする。

(返 還)

第9条 要綱第7条第1項の規定により、貸与を受けた資金を返還しなければならない者は、同項各号のいずれかに該当する事由が生じた日から15日以内に滋賀県医学生修学資金返還計画書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 資金の返還および要綱第10条に定める延滞利子の納付は、知事の発行する納入通知書によるものとする。

(返還猶予の申請)

第10条 要綱第8条の規定により資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、滋賀県医学生修学資金返還猶予申請書（別記様式第10号）に同条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第11条 知事は、資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは滋賀県医学生修学資金返還猶予決定通知書（別記様式第11号）により、返還の猶予をしない旨の決定をしたときは滋賀県医学生修学資金返還猶予不承認通知書（別記様式第12号）により、前条の申請者および連帯保証人に通知する。

(返還免除の申請)

第12条 要綱第9条第1項または第3項の規定により資金の返還の免除を受けようとする者は、滋賀県医学生修学資金返還免除申請書（別記様式第13号）に、同条第1項各号または第3項のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第13条 知事は、資金の返還の免除を決定したときは滋賀県医学生修学資金返還免除決定通知書（別記様式第14号）により、返還の免除をしない旨の決定をしたときは滋賀県医学生修学資金返還免除不承認通知書（別記様式第15号）により、前条の申請者および連帯保証人に通知する。

(診療業務等に従事した期間の計算方法)

第14条 要綱第9条第1項第1号に規定する県内従事期間に算入される期間は、月ごとに判断する。  
2 下記に該当した月を診療業務等に従事した月とし、県内従事期間に算入する。

$B > A / 2$  = 診療業務等に従事した月（月の半数を超えて勤務した月）

・ A（勤務すべき日数）= 各月の日数 - 勤務する返還免除対象施設が就業規則等で定めた休日の日数

・ B（実勤務日数）= A - 疾病、負傷その他の事由により業務に従事していない日数

※疾病、負傷その他の事由により業務に従事していない日は、勤務する返還免除対象施設が定める特別休暇の取得日や休職・休業期間のことをいい、年次有給休暇の取得日は含まない。

- 3 県内従事期間中、勤務する返還免除対象施設に常時勤務している医師の一週間の所定労働時間よりも短い労働時間で勤務を行った期間がある場合は、当該期間を一週間ごとに常勤換算し、その月ごとの合計日数を用いて、診療業務等に従事した月を判断する。

(電子情報処理組織による申請等)

第 15 条 資金の貸与を受けた者は、第 7 条の規定に基づく届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

#### 付 則

- 1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度以後の年度が修学資金の貸与の初年度となるものに適用する。
- 2 次に掲げる細則は、廃止する。
  - (1) 滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則（平成 19 年 9 月 1 日制定）
  - (2) 滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱細則（平成 21 年 6 月 8 日制定）
- 3 この細則の施行の際、現に旧滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則または旧滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱細則（以下「旧各貸与要綱細則」という。）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者に関しては、前項の規定にかかわらず、旧各貸与要綱細則は、この細則の施行後も、なおその効力を有する。

#### 付 則

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に資金の貸与を受けている者およびこの細則の施行に伴い廃止した滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則（平成 19 年 9 月 1 日制定）または滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱細則（平成 21 年 6 月 8 日）の規定に基づき修学資金の貸与を受けている者に係る診療業務に従事した期間の計算方法については、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱細則第 15 条の規定を適用する。

#### 付 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この細則の施行の際現に資金の貸与を受けている者であって同日付けで施行する滋賀県医学生修学資金貸与要綱の適用を受けない者にあつては、なお従前の例による。